

# 福井県報

第 345 号  
令和 7 年  
4 月 15 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

### 告 示

- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収事務委託（221・一乗谷朝倉氏遺跡博物館）…… 1
- 指定公金事務取扱者の指定（222・こども未来課）…………… 1
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（223・障がい福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（224、225・同）…………… 2
- 福井県立病院の診療費等の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定（226・県立病院）…………… 3
- 保安林の指定の予定（227・森づくり課）…………… 3
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（228～236・同）…………… 3

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（会計課）…………… 6

## 告 示

### 福井県告示第221号

地方自治法（昭和22年法律67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会  
会長 細田 国雄  
福井市城戸ノ内町28番37号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和7年4月1日

### 福井県告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「ふく育サービス」共通利用券精算事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社JTB福井支店  
福井県福井市中央1丁目2番1号ハピリン2階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
「ふく育サービス」共通利用券精算事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和7年4月1日

### 福井県告示第223号

令和7年4月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

	診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1	神経内科	西山 康裕	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
2	神経内科	榎本 崇一	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
3	脳神経外科	藤井 博之	春江病院	坂井市春江町針原65-7
4	眼科	奥村 良彦	奥村眼科医院	越前市天王町2-22

### 福井県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	グリーンぱる 福井センター薬局	坂井市春江町江留上本町4-15	株式会社グリーンぱる	代表取締役社長 松井 清吾	愛知県名古屋市西区天塚町4-66	令和7年4月1日

### 福井県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	なのはな訪問 看護ステーション	鯖江市大野町28号18番地	株式会社 Petal	代表取締役 横山 博子	鯖江市大野町28号18番地	令和7年4月1日

## 福井県告示第226号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立病院の診療費等の収納事務に係る指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

### 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

- (1) 株式会社福井銀行  
福井県福井市順化1丁目1番1号
- (2) 地銀ネットワークサービス株式会社  
東京都中央区日本橋本石町4-6-7  
日本橋日銀通りビル5階
- (3) 株式会社しんきん情報サービス  
東京都港区港南一丁目8番27号
- (4) 株式会社セイコマート  
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
- (5) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
東京都千代田区二番町8番地8
- (6) 株式会社ファミリーマート  
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (7) 株式会社 ポプラ  
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1
- (8) ミニストップ株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1  
イオンタワー13階
- (9) 山崎製パン株式会社  
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (10) 株式会社ローソン  
東京都品川区大崎1-11-2

### 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 福井県立病院の診療費等の収納事務

### 3 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の 規定による指定をした日

令和7年4月1日

### 4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

## 福井県告示第227号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

### 1 保安林予定森林の所在場所

福井市栗崎町38字北馬瀬11の1、11の18、41字西大島9の1、11

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第228号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市上若生子33字古畑谷1、2、39字赤谷1、40字鎌倉谷1、53字タロヒ又3、54字水坪1の1、2から4まで、9の2、34字西ケ袖1、43字真谷144字高場1、45字笠平4、50字猫又1の1、2の1、12の1、2の3（国有林）、46字黒谷2、49字滝ケ谷1から3まで、51字西小谷17、52字西道斉1、58字日ノ谷4

### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第229号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市上黒谷38字深谷2の1、2の2

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第230号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のと

おり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市木本158字崩谷1の1

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第231号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大飯郡おおい町名田庄出合18号鍋窪1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の2、1の3、1の4（次の図に示す部分に限る。）、19号池ノ尾1

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福井県告示第232号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三方郡美浜町新庄272号黒谷8の2、9の1、9の2、273号丑谷1、274号ヲリト1、2、275号ウツロ谷1、2、276号湯ノ花1、2、277号割谷1、2、278号石庭岳1、2、279号栗柄谷1、2、282号白谷1の1、1の2、283号奥能登又1、291号下向山1の3、1の5、1の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福井県告示第233号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大飯郡おおい町名田庄堂本34号仁吾谷13の1から13の13まで

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福井県告示第234号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大飯郡おおい町名田庄拳原11号北谷1の14、12号曲谷1の4、1の5、13号直谷1の2、1の3、15号合子ヶ谷1の1から1の4まで、1の8(国有林)、16号蛇祓1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福井県告示第235号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市上大納35字春木谷4の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第236号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大飯郡おおい町名田庄奥坂本57号尾和志見1、2の1から2の6まで、3の1、3の2、4の1から4の3まで、5、5の1から5の9まで、58号白滝1の1から1の3まで、2、2の1、3、3の1から3の3まで、4、4の1、5の1から5の3まで、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1から8の4まで、9の1、9の3、9の4から9の8まで（以上5筆国有林）、10の1から10の7まで
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
草刈機（大型遠隔操縦式）購入（河川課）  
草刈機① 7台  
草刈機② 1台  
草刈機③ 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部河川課  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月26日
- 4 落札者の名称および住所  
（株）北陸近畿クボタ 福井営業部  
福井県福井市西開発2丁目304番地
- 5 落札金額  
29,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和7年2月12日

